

議案第38号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。
次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後
第1条から第16条まで 略 (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 略 (1)から(3)まで 略 (4) <u>社会保険診療報酬支払基金</u> 交付金 (5) 略 2 略 以下 略	第1条から第16条まで 略 (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 略 (1)から(3)まで 略 (4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> 交付金 (5) 略 2 略 以下 略

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。